

平成27年度電気事業監査の要旨について

平成28年6月17日
電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第105条の規定に基づき、一般電気事業者（10社）及び卸電気事業者（1社）（以下「一般電気事業者等」という。）に対して実施した平成27年度の監査結果の要旨を公表する。

1. 監査の目的

監査は、事業の公益性に鑑み、電気事業法及び同法に基づく政令、経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の使用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、平成28年4月からの小売電気事業の全面自由化による送配電部門の中立性確保が一層の重要性を増している状況に鑑み、平成27年度監査においては、託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正な電力取引についての指針」（平成23年9月5日公正取引委員会・経済産業省）に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認した他、送配電部門の一層の中立性の確保のため、「望ましい行為」についても一般電気事業者等の取組状況を確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成26事業年度の一般電気事業者等の業務及び経理の状況を対象に、平成27年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力取引監視室の中から経済産業局長が指定する者（以下「監査実施者」という。）が、旧電気事業法第107条第2項の規定に基づき一般電気事業者等の事務所及び営業所等への立ち入りにより実施した。

4. 監査の内容

(1) 一般電気事業者に対する監査

- ① 供給サービスに関する監査…一般電気事業者が行う供給約款、選択約款、最終保障約款及び託送供給約款の運用に関する事項
- ② 財務諸表に関する監査…電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号。以下同じ。）に定めるところに従って一般電気事業者が行う会計の整理に関する事項

- ③ 部門別収支に関する監査…一般電気事業部門別収支計算規則(平成18年経済産業省令第3号)に定めるところに従って一般電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項
- ④ 託送供給等収支に関する監査…電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年経済産業省令第2号。以下同じ。)に定めるところに従って一般電気事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項
- ⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査…旧電気事業法第24条の6の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項
- ⑥ その他の監査…電気事業法の施行に必要な限度において、「1. 監査の目的」に照らし監査を行うことが必要であると認められる事項

(2) 卸電気事業者に対する監査

- ① 供給サービスに関する監査…卸電気事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用に関する事項
- ② 財務諸表に関する監査…電気事業会計規則に定めるところに従って卸電気事業者が行う会計の整理に関する事項
- ③ 託送供給等収支に関する監査…電気事業託送供給等収支計算規則に定めるところに従って卸電気事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項
- ④ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査…旧電気事業法第24条の7において準用する同法第24条の6の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項
- ⑤ その他の監査(恒常的な支出等の適正性・効率性の監査)
…卸供給料金原価の基礎となる卸電気事業者の費用の支出状況及び会計処理手続き等の妥当性に関する監査

5. 監査の結果の取扱いの状況

(1) 総論

平成27年度において実施した監査の結果については、監査実施者から10件の指摘事項の報告があり、当委員会で内容を確認した結果、電気事業法第66条の11に基づく電気事業者に対する勧告並びに同法第66条の12に基づく大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、口頭による所要の行政指導を2事業者(4件)、書面による所要の行政指導を6事業者(6件)に対して実施した。

なお、平成27年度において重点監査項目として実施した託送供給に伴う禁止行為に対する監査のうち、「適正な電力取引についての指針」に規定する公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」の各社の取り組み状況は以下のとおりであった。

<託送供給に係る情報の取扱いについて>

i. 社内規程等

各社とも、託送供給に関する情報管理規程等を整備、公表し、託送供給関連部門とその他の部門との託送関連情報の管理方法や物理的遮断措置、社内手続等について明確化していた。

ii. 管理体制

各社とも、託送関連情報の管理責任者や情報管理者等を定め、託送情報の適切な管理や対策について義務づけていた。

なお、「適正な電力取引についての指針」において「望ましい行為」とされている託送関連情報の管理責任者の選任に関し、北海道電力、東京電力、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力及び電源開発においては、社内規程等により託送関連情報管理統括責任者（本部長級）の下に託送関連情報を取り扱う各所属長による情報管理責任者等の設置がなされており、階層的に託送関連情報の管理状況の把握、必要に応じた改善指導、管理状況の報告を行うなど積極的な取り組みが図られていた。

iii. 物理的遮断措置

「適正な電力取引についての指針」において「望ましい行為」とされている託送供給関連部門とその他の部門との物理的遮断に関し、本年度監査で図面等を確認した範囲内にあつては、北海道電力、東京電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力及び九州電力においては、本社・支社・営業所等を含め、社内全域での託送供給関連部門とその他の部門との物理的遮断（別フロア化、個室化、電子錠化、パーテーション設置、注意喚起の張り紙等）が積極的に行われていた。

iv. 電子情報のアクセス制限

各社とも、共有サーバ上の専用フォルダや託送関連システムへのアクセス制限を行っており、他部門の職員がアクセスできないよう措置していた。

v. 託送関連情報の遮断の確保

各社とも、託送関連情報の情報遮断を確保するため、人事交流に当たって行動規範を作成し、これに則り送電サービスセンター（＝送電SC（電力託送センター、ネットワークサービスセンター（NSC）等）と中央給電指令所から発電・小売部門等との情報遮断の確保について措置し、送電SCや中央給電指令所から営業部門等への異動を制限することとしていた。また、他部門と共有する情報については、符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を他部門が目的外に活用できないよう情報管理の徹底を図る会社も見られた。

①監査の実施状況

【一般電気事業者】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	10	1	1	1	1	1
現地立入監査実施箇所数	10	2	2	2	5	2
平均監査人日数	24.0	5.0	5.0	7.5	2.0	5.0
書面監査実施箇所数	-	-	-	-	-	-
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	1	1	1	1	1	10
現地立入監査実施箇所数	6	3	2	2	2	38
平均監査人日数	5.0	4.7	4.0	4.0	6.0	-
書面監査実施箇所数	-	-	-	-	-	-

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し、本省及び経済局の両者が監査を実施したケース及び経済局において複数支店等に監査を実施したケースがあるため、現地立入事業箇所数とは一致せず、合計は10になる。

【卸電気事業者】

監査実施部局	本省
被監査事業者数	1
現地立入監査実施箇所数	1
平均監査人日数	9.0

② 監査の内容

(単位：監査実施数)

	一般電気事業者	卸電気事業者
供給サービスに関する監査	10	1
財務諸表に関する監査	10	1
部門別収支に関する監査	10	—
託送供給等収支に関する監査	10	1
託送供給に伴う禁止行為に関する監査	10	1
その他の	10	1

③ 指摘事項の状況

(単位：件)

		件数
	供給サービス関連	1 (1)
	財務諸表関連	0 (0)
	部門別収支関連	1 (1)
	託送供給等収支関連	4 (4)
	託送供給に伴う禁止行為関連	4 (4)
	その他	0 (0)
合 計		10 (10)

☆ () 内の数値は、行政指導の件数を示す。

(2) 各論

指摘事項等の内容及びその取扱いの内容

1. 供給サービスに関する監査		
(2) 記載の誤り等軽微な指摘事項		
	指摘事項等の内容	取扱いの内容
①	平成26年度において、停電割引の未実施事例が認められた。	速やかに措置するとともに再発防止に努めるよう文書による指導を行った。
2. 財務諸表に関する監査		
3. 部門別収支に関する監査		
(2) 記載の誤り等軽微な指摘事項		
	指摘事項等の内容	取扱いの内容
①	部門別収支計算書及び託送供給等収支計算書の算定における数値の諸元誤りの事例が認められた。	対外公表している部門別収支計算書及び託送供給等収支計算書のうち、影響が出るものを速やかに修正するよう文書による指導を行った。
4. 託送供給等（託送供給及び振替供給）収支に関する監査		
(2) 記載の誤り等軽微な指摘事項		
	指摘事項等の内容	取扱いの内容
①	託送供給等収支計算書の固定資産明細表において、配電設備の構築物及び機械装置に計上する期中増減額及び期末残高が本来計上すべき金額と異なっていた事例が認められた。	固定資産明細表の修正を行うよう文書による指導を行った。

②	平成25年度託送供給等収支計算書における投資額の誤計上額については、当該年度の託送供給等収支計算書を修正しておらず、平成26年度託送供給等収支計算書における投資累計額に誤計上額が含まれたままとなっていた事例が認められた。	誤計上額を投資累計額から控除するため当期投資額から減額を行い、託送供給等収支計算書のうち、影響が出るものを速やかに修正するよう文書による指導を行った。
③	託送供給等収支において、附帯事業に帰属する設備の売却益（特別利益）について、発生原因に応じて直課せず、比率で配賦している事例が認められた。	附帯事業に帰属する設備の売却益については、附帯事業に係るものとして送変電部門以外に直課するよう文書による指導を行った。
④	託送供給等収支において、附帯事業で取得した資産の売却により生じた売却損を、会計上は事業外の固定資産売却損として、電気事業固定資産、附帯事業固定資産に関係なく同一の勘定科目で整理されていることから、本費用の送変電部門と送変電部門以外への配賦に当たり、発生 of 主な原因に応じた直課が行えないとの理由で帳簿価額比を用いて配賦している事例が認められた。	附帯事業で取得した資産の売却により生じた売却損については、附帯事業に係るものとして送変電部門以外に直課するよう文書による指導を行った。
5. 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査		
(4) その他報告書に記載すべき事項		
	指摘事項等の内容	取扱いの内容
①	接続検討期間の3ヶ月を超える場合に、検討状況を申込者へ説明する旨が社内規程により規定されているにもかかわらず、3ヶ月時点での説明が行われていない事例が認められた。	社内規程に基づき、適正に説明を行うよう口頭による指導を行った。
②	接続検討時の工事費負担金の提示額及び接続契約時の工事費負担金徴収額と工事費負担金の精算額において、相当の乖離がある工事事例が複数認められた。	直近の工事实態も踏まえ、工事費負担金や工事費単価を算定するよう口頭による指導を行った。
③	新電力の接続に際して、追加設備の設置・改修等を経て平成26年10月に竣工した送電線に係る追加設備等分の工事費負担金について、未精算となっている事例が認められた。	工事費負担金について、速やかに精算を行うよう口頭による指導を行った。
④	接続検討時の工事費負担金の算定にあたって、工事費負担金の対象工事以外が含まれている事例が認められた。	託送供給約款や社内規程に基づき適正に算定するよう口頭による指導を行った。
6. その他		

関 係 条 文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）〔抜粋〕

（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法の抜粋）

（一般電気事業者の託送供給に伴う禁止行為等）

第24条の6 一般電気事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その託送供給の業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（準用）

第24条の7 前2条の規定は、卸電気事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「託送供給」とあるのは「振替供給」と、第24条の5第1項中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と読み替えるものとする。

（監査）

第105条 経済産業大臣は、毎年、一般電気事業者及び卸電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（立入検査）

第107条第2項 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

○電気事業法（昭和39年法律第170号）〔抜粋〕

（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第1条の規定による改正後の電気事業法の抜粋）

（勧告）

第66条の11 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

第66条の12 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（監査）

第105条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（権限の委任）

第114条第2項 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第105条の規定による権限並びに第106条第3項及び第5項並びに同条第7項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第107条第2項及び第5項並びに同条第7項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。